



令和5年度第1回
別府市国民健康保険運営協議会

【諮問事項】

令和6年1月24日
別府市いきいき健幸部保険年金課



内容

I. 国民健康保険税賦課限度額の改正について

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1. 令和6年度国保事業費納付金（仮）及び標準保険料率について | P2 |
| 2. 令和5年度国民健康保険税率の県下状況について | P3 |
| 3. 令和6年度国民健康保険税率等の改正（案）について | P4 |
| 4. 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について | P5 |
| 5. 国民健康保険税率について | P6 |

I. 国民健康保険税賦課限度額の改正について

1. 令和6年度国保事業費納付金(仮)及び標準保険料率について

・大分県は、県内市町村に対し令和5年11月30日時点の仮算定値として、県国保運営の財源となる「国保事業費納付金」と市町村ごとの標準的な保険料率の水準である「標準保険料率」を示しました。

(1) 国保事業費納付金と必要保険税額

	令和5年度	令和6年度	増減
国保事業費納付金	2,939,992千円	3,161,691千円	+221,699千円

※国保事業費納付金は、翌年度の県全体の医療費推計や県全体に係る公費などの収支見込を基に県が算定し、市町村が納付する額は所得水準や被保険者数・世帯数、医療費水準により按分され決定されます。

	令和5年度	令和6年度	増減
県の示す必要保険税額	2,123,345千円	2,299,945千円	+176,600千円
一人当たり必要保険税額	112,407円	118,072円	5,665円

※必要保険税額は、県が国保事業費納付金の額から市町村ごとの公費などの収支見込などを加減算定して市町村に示します。数値は軽減前のもので、実際は所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置が行われます。

(2) 標準保険料率と現行保険税率

	所得割	均等割	平等割
A: 標準保険料率	18.43%	43,804円	24,395円
B: 現行保険税率	14.42%	42,000円	31,600円
差: A-B	4.01%	1,804円	▲7,205円

2. 令和5年度国民健康保険税率の県下状況について

- ・令和5年度の県内各市町村の国民健康保険税率は以下のとおりです。
- ・令和4年度の税率から引上改定のあったものは**青字**、引下改定のあったものは**赤字**で表示しています。

単位：円

区分		大分	別府	中津	日田	佐伯	臼杵	津久見	竹田	豊後高田	杵築	宇佐	姫島	日出	九重	玖珠	豊後大野	由布	国東
医療給付費分	所得割額	8.65%	9.30%	9.73%	8.34%	9.50%	9.50%	9.50%	9.20%	10.40%	10.50%	9.00%	6.72%	8.90%	9.50%	9.85%	9.50%	9.65%	8.00%
	均等割額	26,500	25,200	23,700	24,800	26,000	24,500	26,000	26,800	28,000	26,000	23,500	17,400	23,700	28,800	28,000	24,000	25,400	21,800
	平等割額	25,700	20,000	19,800	18,500	23,000	25,000	17,600	18,600	22,300	22,000	18,500	14,900	22,100	18,800	26,000	19,000	20,600	16,200
	限度額	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万
後期支援金分	所得割額	2.49%	2.40%	2.80%	3.15%	2.16%	2.10%	2.50%	3.15%	2.50%	2.80%	2.90%	2.12%	2.40%	3.30%	2.80%	2.90%	3.00%	2.50%
	均等割額	7,700	7,000	8,000	9,100	6,600	6,100	7,300	9,100	6,500	7,000	7,000	5,600	6,300	9,700	8,100	8,600	7,000	7,900
	平等割額	6,900	4,600	6,000	6,800	5,100	4,500	4,800	6,300	5,200	5,700	5,100	4,600	6,000	6,400	6,800	6,600	8,000	7,600
	限度額	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万
介護納付金分	所得割額	2.50%	2.72%	2.86%	2.26%	1.83%	1.95%	1.83%	3.05%	1.85%	2.50%	2.81%	1.16%	2.10%	3.00%	2.30%	2.70%	2.20%	2.20%
	均等割額	8,700	9,800	7,600	9,600	7,900	7,300	6,600	10,900	7,400	8,500	8,300	4,000	7,400	10,400	9,000	8,800	8,100	8,300
	平等割額	5,900	7,000	4,600	5,100	4,500	4,500	4,000	5,400	4,700	5,500	4,500	2,700	4,500	5,200	5,500	5,000	4,300	5,800
	限度額	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万

※各市町村のホームページで調査(令和6年1月9日時点)

3. 令和6年度国民健康保険税率等の改正(案)について

・今回の改正案では、限度額について、後期支援金分を2万円引き上げることとします。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	改正案	増減	備考
医療給付費分	所得割率	11.30%	9.80%	9.80%	9.30%	9.30%		前回改正：令和5年度 (9.80%⇒9.30%)
	均等割額	27,200円	27,200円	27,200円	25,200円	25,200円		前回改正：令和5年度 (27,200⇒25,200)
	平等割額	23,000円	23,000円	20,000円	20,000円	20,000円		前回改正：令和4年度 (23,000⇒20,000)
	限度額	630,000円	630,000円	650,000円	650,000円	650,000円		
後期支援金分	所得割率	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%		前回改正：平成27年度 (2.45%⇒2.40%)
	均等割額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円		前回改正：平成25年度 (6,000⇒7,000)
	平等割額	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円		前回改正：平成24年度 (4,200⇒4,600)
	限度額	190,000円	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円	+20,000	
介護納付金分	所得割率	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%		前回改正：平成27年度 (2.85%⇒2.72%)
	均等割額	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円		前回改正：平成21年度 (9,500⇒9,800)
	平等割額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円		前回改正：平成21年度 (8,200⇒7,000)
	限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円		

4. 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について

・令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正の大綱において、以下の理由により国民健康保険税の賦課限度額(後期高齢者支援金分)の上げが、令和6年4月1日から施行される予定となりました。

①国の改正理由

- (1) 高齢化の進展により、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険税の上限を引き上げず、保険税率の引き上げにより必要な保険税収入を確保した場合は、高所得層と比較して、中間所得層の負担が重くなります。
- 一方で、保険税の上限を引き上げた場合は、高所得層により多くの負担をしていただくこととなりますが、中間所得層に配慮した保険税率の設定が可能となります
- (2) 被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5～1.5%の間となるように法定されています。被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げを行っています。
- (3) 国の推計によれば、令和6年度の見込では後期高齢者支援金分の賦課限度額超過世帯割合が最も高く(2.25%)、前年度からの伸びも大きいため(令和5年度:1.97%)、超過世帯の割合が同程度となる様に後期支援金の引き上げを行うこととしています(引上後超過世帯割合:2.13%)。

②別府市における影響

影響世帯数	後期支援金分75世帯
影響額	後期支援金分約1,349千円

5. 国民健康保険税率について

- ・過去3年度(令和3～5年度)にわたり、医療給付費分について、保険税率引下げの改定を行いました。
- ・令和6年度の保険税率について、現行維持としたい。
- ・下記2点の要因により、今後の国民健康保険特別会計の厳しい運営状況が予想されますが、当分の間、基金を活用し、保険税率の引上げを抑制します。

(1) 国保事業費納付金の増

- ・県が財政運営の中心となった平成30年度以降、別府市の国保事業費納付金は、約29億円程度で維持されてきましたが、令和6年度は約31億6千万円となり、今後も増額傾向であることが予想されます。
- ・理由として、人口減少・少子高齢化の進行や被用者保険の適用拡大により、県全体の被保険者数が減少し、一人当たり医療費が増額傾向にあるためです。

(2) 国民健康保険税収の減

- ・別府市における被保険者数も同様の理由により、減少傾向にあるため、保険税収も減額傾向です。

基金の状況

- ・国保制度改革に伴う収支の改善により、平成29年度から基金の積立を開始し、令和4年度末で約16億円の残高になり、ここがピークとなる見込みです。
- ・今後も収支均衡に努めますが、国保事業費納付金の増とともに収支はマイナスとなり、基金からの補てんが必要になる見込みです。
- ・県内統一保険税が予定される令和11年度までの基金残高維持が課題となります。